

安 全 衛 生 情 報 R6.6

富士労働基準協会

TEL 0545-52-5801 fax 0545-53-0333

mail : kousyu@fujiroukikyo.jp

1	最近の主要な法令等改正 -----	P 1
2	主要なガイドライン、指針など ----	P 2
3	労働災害発生状況 -----	P 3
4	関係機関情報 -----	P 9
5	講習、イベント等のお知らせ -----	P10
6	第14次労働災害防止計画の概要	P14

【1 最近の主要な法令等改正】

● 化学物質管理関係 (R4.5.31、R5.4.1、R6.4.1 施行)

- 「有害性情報（疾病、症状、取扱注意事項等）」、「保護具等」の掲示
- 化学物質管理者の選任
- 保護具着用管理責任者の選任
- リスクアセスメントの徹底（記録作成、内容周知等）
- ばく露の「最小限度措置」、「濃度基準値設定物質」については濃度基準値以下
- 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止
- 発がん性物質取扱い作業記録の作成とその保管（30年間）
- リスクアセスメント対象物健康診断の実施
- 呼吸用保護具のフィットテストの実施
（溶接ヒューム、第3管理区分、SDS通知義務対象物質）

● 貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止

- 昇降設備の設置が義務付けられる貨物自動車の範囲の拡大（最大積載量 2t 以上）
[R5.10.1 日施行]
- 保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大（最大積載量 2t 以上） [R5.10.1 日施行]
- テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業の特別教育義務化 [R6.2.1 日施行]

● 建築物石綿含有建材調査

- 石綿含有建材調査者講習を修了した者等による事前調査（*）を確実に実施
- 調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止措置
* R5.10 施行（工作物の事前調査は R8.1 施行）

● 金属アーク溶接等限定技能講習（1日講習 R6.1.1 施行）

- 金属アーク溶接等作業については、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができる

【2 主要なガイドライン、指針など】

● 騒音障害防止対策ガイドライン(R5.4.20 改正)

- 騒音障害防止対策管理者の選任
- 適切な遮音値の聴覚保護具の使用
- 雇入時等騒音健康診断、定期騒音健康診断の実施、結果に応じた措置
- 適切な騒音測定等の実施（屋外含む）、結果に応じた必要な対策
- 騒音障害防止対策管理者、従事労働者に対する安全衛生教育の実施

● 熱中症

『STOP！熱中症 クールワークキャンペーン』（R6.5.1～9.30 7月重点取組期間）

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請
- 熱中症予防管理者、従事労働者に対する安全衛生教育の実施

● 化学物質管理関係

- 「リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン」（R5.10.17）
- 「皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル」（第1版 R6.2）
- 「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」（R5.4.27）
- 「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（化学物質リスクアセスメント指針）（R5.4.27 改正）
- 「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」（R5.5.25）
- 「労働安全衛生規則第 592 条の 8 等で定める有害性等の掲示内容について」（R5.3.29）
- 「化学設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドライン」（H20.2.28）

● 第10次粉じん障害防止総合対策（R5.3.30 期間 R5.4.1～R10.3.31）

- 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
- ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- じん肺健康診断の着実な実施
- 離職後の健康管理の推進
- アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策

● エイジフレンドリーガイドライン

（R2.3.16「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」）

- 安全衛生管理体制の確立等
- 職場環境の改善
- 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握
- 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
- 安全衛生教育
- コラボヘルス

【3 労働災害発生状況（静岡労働局）】

注）本統計にはコロナによる死傷者数は除かれています。

【令和5年死亡災害の概要】

- 1 総数 25名 過去5年で最も少なかった平成31年に比べると8名、47%の増加
- 2 業種（多い順 カッコ内は全体に占める割合 以下同じ）
 - ① 建設業 12名（48%）
 - ② 製造業 6名（24%）
 - ③ 運輸交通業、農林業、商業 各2名（各8%）
- 3 事故の型
 - ① 墜落・転落 6名（24%）
 - ② はさまれ・巻き込まれ 5名（20%）
 - ③ 交通事故（道路） 3名（12%）
- 4 監督署別
 - ① 富士署 6名（24%）
 - ② 沼津署、磐田署 各3名（各12%）

《令和5年死亡災害事例》

【重大災害（一度に3名以上が死傷）】

- ① 火力発電所建設工事において、排煙ダクト内で被覆アーク溶接作業を行っていた被災者が一酸化炭素中毒となり、死亡した。なお、同じく溶接作業を行っていた1名と救助しようとした9名も一酸化炭素中毒となった。
- ② 橋梁建設工事作業中に、箱桁橋が地上に落下し、橋脚の上で作業していた者が箱桁橋の落下に巻き込まれ、約9mの高さから墜落、2名が死亡、6名が重軽傷を負った。

【過重労働】

構内のトラックの荷台で荷物の積み込み作業中に突然意識を失い倒れた。近くにいた同僚が救急車を呼び、病院に搬送されたが同日に死亡。複数月平均90時間の時間外・休日労働が認められた。（道路貨物運送業）

【移動式クレーン・車両系】

- ① 小型移動式クレーン（車両積載型クレーン）が起因物となった死亡災害は3件で、吊り上げていた荷に激突されたものが2件、荷台上の荷にはさまれたものが1件
- ② 河川復旧工事において、移動式クレーン仕様のドラグ・ショベルで敷板をつり上げていたところ、吊り具が敷板から外れ、敷板の下敷きとなって死亡した。
- ③ 重量約1トンの型枠を2段に積み、上段の型枠をクレーンアームのアタッチメントを取り付けたフォークリフトで吊り上げようとしたところ、何らかの原因で型枠が滑り落ち、単独で作業していた被災者の頭が型枠とリフトマストに挟まれた。

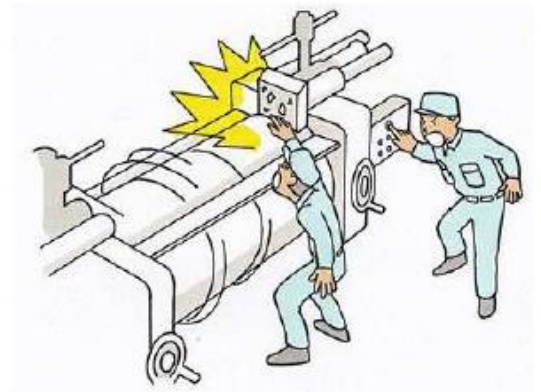
【令和5年死傷災害（休業4日以上）の概要】

- 1 総数 4,576名 過去5年で最も少なかった令和2年に比べ、255名、5.9%増加
- 2 業種（多い順 カッコ内は全体に占める割合 以下同じ）
 - ① 製造業 1,382名（30.2%）
 - ② 商業 701名（15.3%）
 - ③ 運輸交通業 521名（11.4%）
- 3 事故の型
 - ① 転倒 1,191名（26.0%）
 - ② 墜落・転落 666名（14.6%）
 - ③ 動作の反動・無理な動作 644名（14.1%）
 - ④ はさまれ・巻き込まれ 617名（13.5%）
- 4 監督署別
 - ① 浜松署 1,051名（22.1%）
 - ② 静岡署 780名（17.0%）
 - ③ 島田署 670名（14.6%）
 - ④ 磐田署 588名（12.8%）
 - ⑤ 富士署 547名（12.0%）

製造業で多発する「はさまれ・巻き込まれ災害」

（統計データは静岡労働局啓発資料「製造業のはさまれ・巻き込まれ災害のポイント」より）

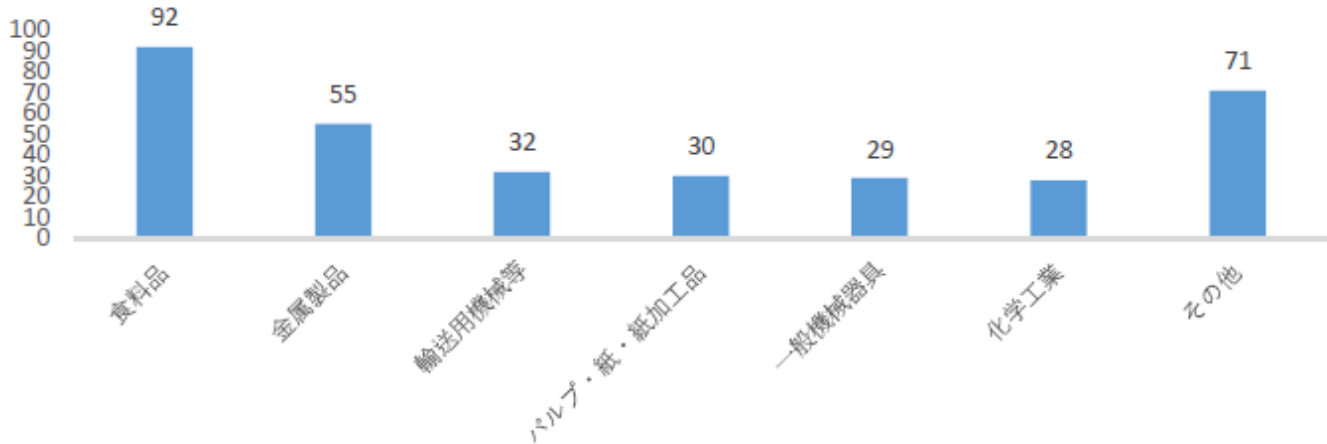
事故型別発生状況（H30～R4累計）



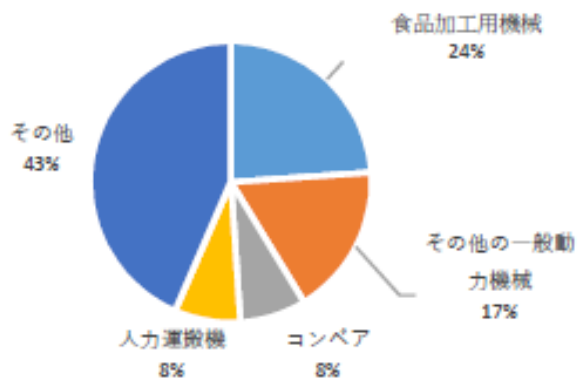
はさまれ・巻き込まれの多い製造業

- 食料品製造業
- 金属製品製造業
- 輸送用機械等製造業
- パルプ・紙・紙加工品製造業

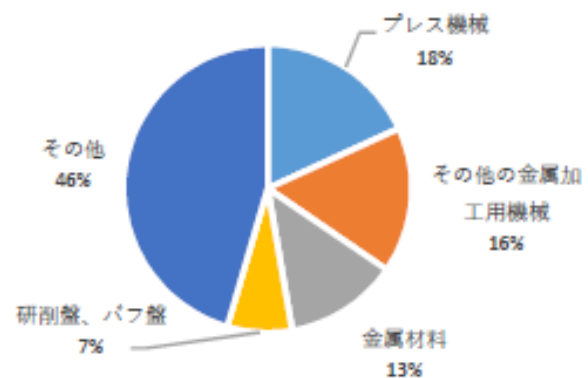
はさまれ・巻き込まれの多い製造業（令和4年）



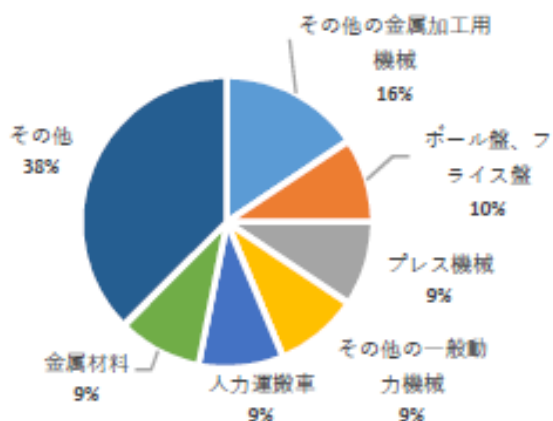
食料品製造業



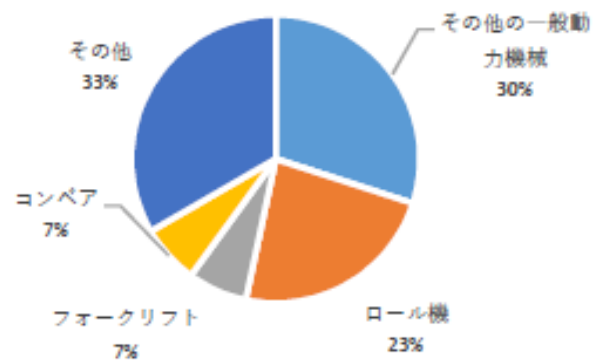
金属製品製造業



輸送用機械等製造業

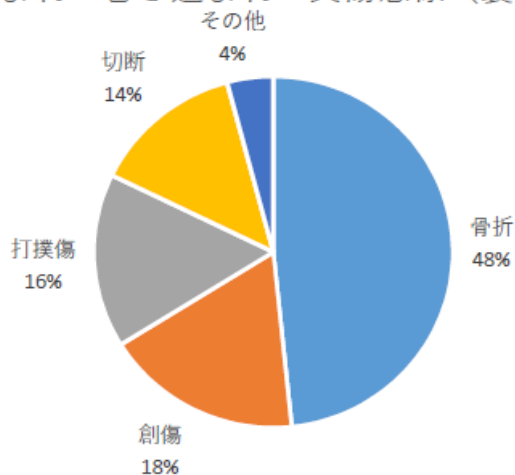


パルプ・紙・加工品製造業

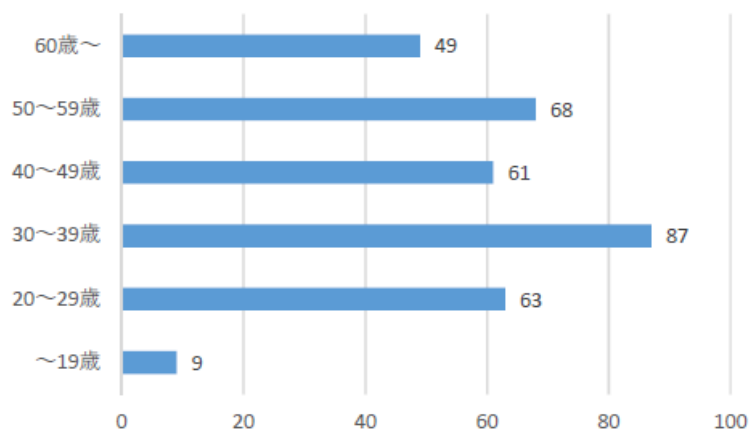


はさまれ・巻き込まれ災害の状況（令和4年）

はさまれ・巻き込まれの負傷態様（製造業）



はさまれ・巻き込まれの被災者の年齢



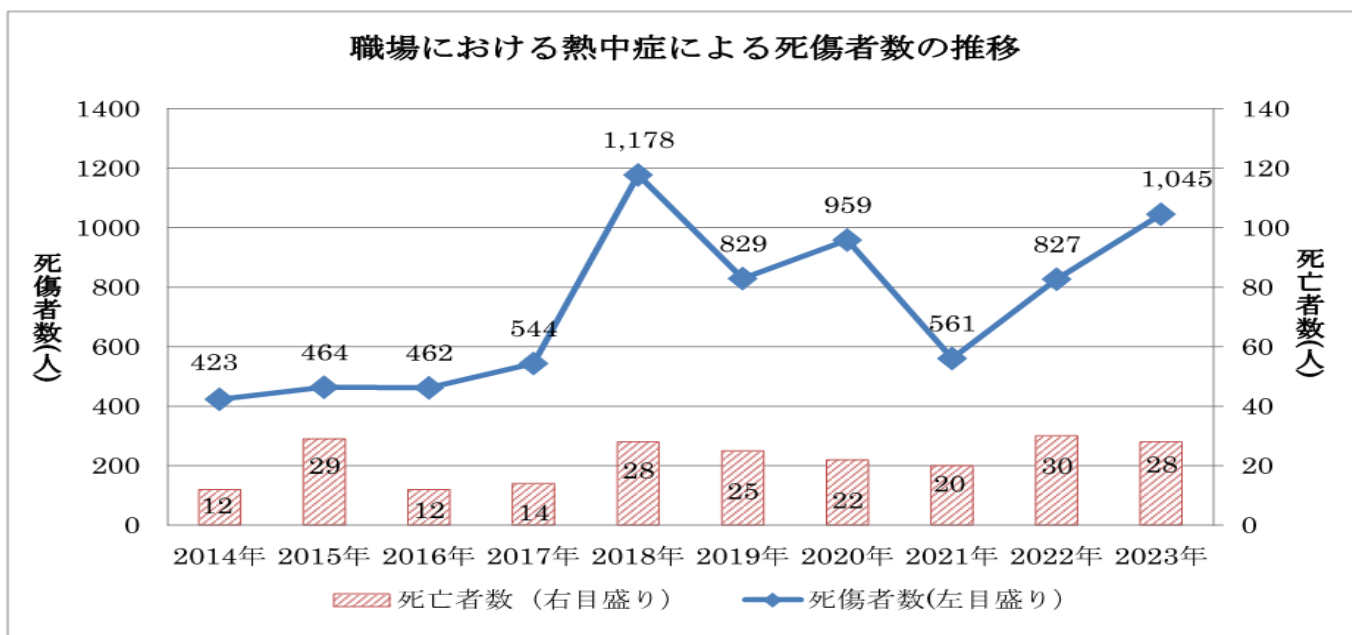
【動力機械による「はさまれ・巻き込まれ災害」を防止するポイント】

富士労働基準協会

- ✓ リスクアセスメントを徹底し、危険個所や危険作業を洗い出そう
- ✓ 安全カバー、安全装置の定期点検を徹底しよう
- ✓ 機械稼働中は、開けない（安全カバー）、切れない（安全装置）
※ 隔離・停止の安全防護対策（インターロック装置等「安全スイッチ」「アクチュエータ」）の徹底
- ✓ 非常作業（清掃、異物除去、点検、調整など）で災害が多発！！
『止める → 呼ぶ → 待つ』を徹底しよう
※ 起動スイッチには「ロックアウト」、「操作禁止表示」を
- ✓ プレス機械などの起動スイッチは両手操作式安全装置を
※ フットスイッチは不意の起動リスクあり
- ✓ ボール盤を使うときは手袋禁止
- ✓ グライNDERを使うときは軍手禁止
- ✓ 作業手順書を作成し、安全衛生教育を徹底しよう
- ✓ 機械安全の基本も4S

製品ロスより人の生命です！！

【熱中症による死傷者（全国）】



2023年業種別発生状況 ()内死亡者数

製造業 220人(4人)、建設業 202人(11人)、運送業 137人(1人)

熱中症予防のための3つのチェック

①前日のチェック

- 仕事前日の飲酒は控えめに
- ぐっすり眠る
- 熱中症警戒アラートの確認

②仕事前のチェック

- よく眠れたか
- 食事をしたか
- 体調は良いか
- 二日酔いしていないか
- 熱中症警戒アラートの確認

③仕事中のチェック

- 単独作業を避け、声をかけ合う
- 監督者は現場パトロール
- 水分・塩分の補給
- こまめに休憩

「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」(厚生労働省)より

富士労基署管内 死亡災害発生状況（令和2年～令和5年）

※ 総数 17 名、うち製造業 8 名、建設業 4 名

※ 動力機械によるはさまれ・巻き込まれ 6 名、墜落・転落 4 名

番号	業種	事故の型 起因物	発生状況
1	食料品製造業	はさまれ・巻き込まれ 産業用ロボット	ミネラルウォーターの出荷ラインにおいて、梱包されたボトルをローラーコンベヤからパレットに移動させる産業用ロボットのある上流側のコンベアの末端にて、被災者の頸部がコンベアとロボットアームの一部に挟まれた状態で発見された
2	一般機械器具 製造業	はさまれ・巻き込まれ コンベア	製造ラインにおいて、搬出コンベアのトレイが詰まるエラーが発生した。被災者は機械を再起動した後で点検扉を開け、トレイを手で押し詰まりを解消したところ、機械が動き、当該機械に胸部を挟まれ窒息した
3	パルプ・紙・紙 加工品製造業	はさまれ・巻き込まれ ロール機	ティッシュペーパーを製造する機械において、巻取済のロールを搬出させるための機械が作動しているにもかかわらず、紙粉の清掃を当該搬出機械の可動範囲にて行ったため、搬出機械と通路の手すりとの間に頭部を挟まれた
4	食料品製造業	墜落・転落 はしご等	野菜の種を植えるために1.3mの作業台に乗って作業をしていたところ、同作業台から墜落死したと思われる
5	パルプ・紙・紙 加工品製造業	はさまれ・巻き込まれ その他の一般動力機械	紙管ロールを製造する事業場、ロールを製造する回転軸を止めずに紙管製造用の紙を軸に巻き付けようとしたところ巻き込まれた
6	パルプ・紙・紙 加工品製造業	はさまれ・巻き込まれ その他の一般動力機械	原料パルプを反転させる機械の調整作業を柵内に入って行っていたところ、当該機械の原料固定用のクランプとフレームとの間に首をはさまれた
7	パルプ・紙・紙 加工品製造業	はさまれ・巻き込まれ ロール機	抄紙機のローラーに付着した塗料を落とすためスポンジで稼働中のローラーを払拭していたところ、手がローラーに巻き込まれた
8	金属製品製造業	激突 コンベア	被災者が見当たらなかったため、ベルトコンベヤーを含む設備を停止させ、捜索したところ、ベルトコンベアの下にて、同所を清掃していたと思われる労働者が頭部から血を流し倒れていた
9	建設業	墜落・転落 建築物	小学校北校舎屋上の高さ4mの貯水塔で、貯水槽の配管保温材の撤去、新設作業を行う工事の際、同所へと至るための昇降はしごを昇降中、墜落した
10	建設業	熱中症	差し筋に付着したコンクリートをブラシで清掃する作業をしていたところ、作業位置から約2m深い位置にあるベース基礎の横に倒れていたため救急搬送されたが、搬送先の病院で3日後に死亡

11	建設業	墜落・転落 足場	店舗改修工事において、天井の電灯の配線替えのため、脚立足場（作業床の高さ約1.8m）に乗り、電灯の取付作業をしていたところ、背中から床面に墜落し死亡
12	建設業	激突 移動式クレーン	小型移動式クレーンによる電柱の撤去作業中、後方アウトリガーを支点に車体が浮き上がり、荷台部分に設けられたクレーン運転席でクレーンを運転していた被災者がクレーンで吊り上げていた電柱に激突された
13	道路貨物運送業	墜落・転落 階段	両手それぞれ別の荷物を持ちながら階段を登っていたところ、後ろ向きに墜落し、頭部を打ち死亡
14	道路貨物運送業	その他 起因物なし	トラック荷台で荷物の積み込み作業中に突然意識を失い倒れ、病院に搬送されたが同日に死亡 複数月平均90時間の時間外・休日労働が認められた。
15	小売業	交通事故 バイク	配達のため原動機付きバイクで県道を横断していたところ、右から来た軽自動車と衝突し死亡
16	小売業	激突 金属材料	何らかの原因により店舗の駐車場に設置されている金属製の看板に頭部が激突し、病院に入院していたが、約4月後に死亡
17	卸売業	飛来・落下 フォークリフト	フレコンバックに廃棄されたフィルムを圧縮する作業において、使用していた円柱状の鉄柱（約1.3t）がフォークリフトのフォークから落下し、フレコンバックの周囲で作業していた被災者が下敷き

静岡労働局データを一部改変

【4 関係機関、助成金、相談窓口等情報】

● 関東安全衛生技術センターに東京試験場（免許試験）を開設（R6.4）

所在地：東京都港区海岸1-11-1 ニューピア竹芝ノースタワー21階

T E L：03-6432-0461

※ 免許試験のオンライン申請も可（一部試験を除く）

● 【エイジフレンドリーガイドライン補助金制度】 TEL：03-6381-7507

《申請担当》一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会「エイジフレンドリー補助金事務センター」

① 高齢労働者の労働災害防止対策コース、② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース、③ コラボヘルスコース（①・②上限100万円、③上限30万円）

※ 補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

● 【化学物質のリスクアセスメント相談窓口】 TEL: 050-5577-4862（無料）

《相談窓口》テクノヒル株式会社 化学物質管理部門
～化学物質管理（ラベル・SDS・リスクアセスメントなど）に関する電話相談～
開設期間：令和6年4月1日～令和7年3月18日 平日10:00～17:00

●【静岡産業保健総合支援センター】

TEL：054-205-0111（無料）

産業保健スタッフ、事業主等に対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を実施

- ・産業医等産業保健スタッフ向け専門的研修、事業主等向け相談対応
- ・メンタルヘルス対策や両立支援の専門家による個別訪問支援
- ・事業主・労働者等に対する啓発セミナー 等

●【富土地域産業保健センター】

TEL：0545-57-5211（無料）

産業医、保健師を配置し、小規模事業場への支援を実施

- ・長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導、健康診断結果についての医師からの意見聴取
- ・健康診断結果についての医師からの意見聴取
- ・労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談 等

●【中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援】

- ・中央労働災害防止協会などの災害防止団体による支援（無料）

【5 講習、イベント等のお知らせ】

●【令和6年度富士労働基準協会受付講習等】

富士労働基準協会にて受け付けている安全衛生関係の講習・教育一覧は P12、p13

《令和6年度新規講習》

- ・騒音障害防止対策管理者研修（富士協会主催）
- ・機械研削といし特別教育（富士協会主催）
- ・建設職長等能力向上教育（富士協会主催）
- ・金属アーク溶接限定作業主任者技能講習（静基連主催、富士協会受付）

●【今後のイベント予定】 注）内容について変更となる場合があります

- ・ 7/8（水）pm 安全管理セミナー 静岡労政会館 受講料 3,800 円
特別講演 「異常気象に備える」
講師 気象予報士、気象防災アドバイザー 防災士 岩谷忠幸 氏
- ・ 9/3（火）pm 全国労働衛生週間説明会 ロゼシアター 無料
特別講演 「発達障害とメンタルヘルス対策」（仮題）
講師 静岡県立総合病院本部 精神科指導監 松本晃明先生
- ・ 10/3（木）am 優良事業場見学会 無料
明電舎（沼津市） VR体感安全衛生教育体験（予定）
- ・ 10/3（木）pm 静岡県産業安全衛生大会 グランシップ 無料
特別講演 『AIは天使か悪魔か～AIは私たちに何をもたらすのか～』
講師 株式会社感性リサーチ 代表取締役 黒川伊保子 氏
- ・ 11/19（火）pm 労働衛生管理セミナー 静岡労政会館 受講料 3,800 円
特別講演 未定
- ・ 2/26（水）pm 労務管理研修会 ロゼシアター 無料
特別講演 「ハラスメントの現状と対策について」（仮題）
講師 静岡労働局 雇用環境・均等室 担当官

● **【フィットテスト実施支援】**

防じんマスク、防毒マスクなどの呼吸用保護具については、溶接ヒュームのほか、第3管理区分で使用される場合についても、フィットテストの実施が義務付けられています。

また、化学物質のリスクアセスメントに基づき使用される呼吸用保護具についても、指針、通達により、フィットテストを実施するよう通知されています。

富士労働基準協会では、フィットテストの普及のため、実施担当者の養成研修や依頼によるフィットテストを実施していますので、ご利用願います。

● **【当協会に対応できない場合に、紹介している講習機関】**

技能講習等	登録講習機関
特定化学物質等作業主任者	1 駿東地域職業訓練センター（御殿場市 0550-87-3322）
金属アーク溶接限定作業主任者	1 富士教育訓練センター（富士宮市 0544-52-0968） 2 建災防 静岡県支部（054-255-1080）（計画中）
石綿作業主任者	1 富士教育訓練センター（富士宮市 0544-52-0968） 2 建災防 静岡県支部（054-255-1080） 3 駿東地域職業訓練センター（御殿場市 0550-87-3322）
石綿建材調査者	1 建災防 静岡県支部（054-255-1080） 2 富士教育訓練センター（富士宮市 0544-52-0968）
はい作業主任者	1 陸災防 静岡県支部（054-283-1890） 2 キャタピラー教習所(株)（054-641-7010）

労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告



注) 電子申請義務化に伴い、労働者死傷病報告等について報告内容が一部変更される予定ですので、ご留意願います。

令和6年度 富士労働基準協会安全衛生教育・講習のご案内

労働災害防止のため、必要な資格、特別教育など確認し、計画的に安全衛生教育を実施しましょう!!

職場で働く労働者の安全と健康確保のため、労働安全衛生法に基づき、危険・有害業務に関する教育・講習の実施や一定の要件を備えた管理者の配置などが義務付けられています。下記の講習・研修一覧を確認の上、必要な講習を点検し、有資格者の補充等、計画的に安全衛生教育を実施して下さい。

令和6年度のチェックポイント

1 新規講習

(1) 「騒音障害防止対策管理者研修」

令和5年4月に「騒音障害防止ガイドライン」が改訂され、騒音作業（対象60業務）に労働者従事させる場合に、管理者を選任し、ガイドラインに定める事項を取り組ませることとなりました。本研修は、ガイドラインに基づく管理者を対象とした研修です。

(2) 「建設業職長等能力向上教育」

建設業の職長、安全衛生責任者について、概ね5年ごとに能力向上教育を実施することとされていますので、計画的に受講願います。

(3) 「研削といし特別教育（機械研削 実技付）」

協会主催（富士会場）で今年度から実施しますので、ご利用願います。

(4) 「金属アーク溶接等作業主任者限定講習」

「溶接ヒューム」の取り扱い作業等の作業主任者は、令和6年1月から本講習（1日講習、修了試験あり）により資格取得できます。

2 「化学物質管理者研修（取扱い事業場対象）」

令和6年4月から、化学物質を取り扱う事業場については、化学物質管理者を選任し、リスクアセスメントの実施管理などの技術的事項を管理させる必要があります。本研修は化学物質管理者選任予定の方等を対象とした研修です。

3 「保護具着用管理責任者」

令和6年4月から、化学物質の製造・取扱い事業場で保護具を使用する事業場については、保護具着用管理責任者を選任する必要があります。本研修は選任予定の方等を対象とした研修です。

4 「フィットテスト実施担当者研修」

防じんマスクなどの呼吸用保護具について適切に装着されていることを年に1回、定期的に確認（以下「フィットテスト」）することが、法令若しくは指針により義務付けられています。事業場のフィットテスト実施担当者、保護具着用管理責任者（呼吸用保護具使用事業場）の方も法令改正等を踏まえ受講することをお勧めします。自社でフィットテスト実施が困難な場合には、当協会でも実施支援を行います。

5 「テールゲートリフター操作業務特別教育」

令和6年2月1日より、テールゲートリフターの操作の業務に労働者を就かせるときは、特別教育の実施が義務付けられています。現に操作している場合にも教育は必要となります。

6 「フルハーネス型墜落制止用器具特別教育」

高所においてフルハーネス型墜落制止用器具を使用するときは特別教育の実施が義務付けられています。

7 「第1種・第2種衛生管理者受験準備講習」

静岡県で実施される出張試験に合わせ、10月に実施します。第1種は2日間、第2種は1日講習となっています。過去問を中心に解説しますので、受験予定の方はご利用願います。

8 「リスクアセスメント実務研修」

リスクアセスメント（化学物質含む）の基礎学習、演習、グループ討議による実務的な講習となっています。

9 「職長教育・安全衛生責任者研修（建設業）」

建設業を対象とした職長・安全衛生責任者に対する安全衛生教育です。関係請負人の現場責任者などが対象となります。

令和6年度 富士労働基準協会受付 講習・研修一覧

- ◎ 会場は、富士労働基準協会実施は富士市、静基連実施は沼津市、静岡市（フォークリフトは富士市内）
- ◎ 静岡県労働基準協会連合会（静基連）主催等講習も富士労働基準協会でも受け付けます。

1 技能講習（登録教習機関による講習）

ア 就業が制限されている業務の資格講習（労働安全衛生法第61条 施行令第20条）

講習名称	対象業務	富士協会 実施管理	静基連 実施管理
玉掛け技能講習	つり上げ荷重1トン以上のクレーン・移動式クレーン等の玉掛け業務	○	
床上操作式クレーン運転業務技能講習	つり上げ荷重5トン以上の床上操作式クレーンの運転業務	○	○
ガス溶接技能講習	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務	○	
フォークリフト運転技能講習	最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転業務		○

イ 資格者による管理が必要な作業主任者講習（労働安全衛生法第14条 施行令第6条）

講習名称	選任すべき作業	富士協会主催	静基連主催
酸欠・硫化水素危険作業主任者講習	令別表第6の第1種及び第2種酸欠危険箇所における作業		○
有機溶剤作業主任者講習	令別表第6の2に掲げる有機溶剤の製造、取扱い作業		○

特定化学物質等作業主任者講習	令別表第3に掲げる特定化学物質の製造、取扱い作業等		○
金属アーク溶接等作業主任者限定講習	アーク溶接等の作業		○
石綿作業主任者講習	特定石綿等の製造、取扱い作業		○
乾燥設備作業主任者講習	一定の設備容量（危険物の乾燥）又は一定の熱源の乾燥設備による作業		○
プレス機械作業主任者講習	動力プレス機械を5台以上有する事業場におけるプレス作業		○
鉛作業主任者講習	令別表第4の1号～10号の鉛業務		○

2 危険・有害業務に従事する労働者の特別教育（労働安全衛生法第59条 労働安全衛生規則第36条）

講習名称	対象業務	富士協会主催	静基連主催
研削といし特別教育(自由研削 実技付)	研削といしの取替、取替時試運転	○	○
研削といし特別教育(機械研削 実技付)	研削といしの取替、取替時試運転	○	○
クレーン運転業務特別教育(実技付)	つり上げ荷重5トン未満のクレーン運転	○	○
テールゲートリフター操作業務特別教育	テールゲートリフターの操作の業務	○	
酸欠等危険作業特別教育*	令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業	○	○
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育(実技付)	高所でフルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業	○	○
粉じん作業特別教育	粉じん障害防止規則第2条第1項第3号の特定粉じん作業	○	○
低圧電気取扱特別教育(学科)	低圧の充電電路の敷設等・低圧電路の充電部分露出の開閉器の操作	○	○
アーク溶接特別教育(学科)	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の作業	○	○
紙断裁機特別教育(学科)	紙断裁機の刃部、安全装置、安全囲いの取付け、取外し又は調整	○	
産業用ロボット特別教育(教示 学科)	産業用ロボットの教示業務		○
産業用ロボット特別教育(教示・検査等 学科)	産業用ロボットの教示若しくは検査・修理・調整業務		○
プレス機械の金型特別教育(学科)	動力プレス機械の金型、安全装置等の取付け、取外し又は調整の業務		○
廃棄物の焼却施設に関する業務特別教育	ダイオキシン類対策特別措置法対象の焼却施設における業務		○

※ 酸欠・硫化水素中毒のおそれのある場所で作業させる場合、必ず特別教育を実施しなければなりません。

3 特定の管理者に対する能力向上教育（労働安全衛生法第19条の2、能力向上教育に準ずる教育含む。）

講習名称	対象業務	富士協会主催	静基連主催
職長等能力向上教育	職長に就任後、概ね5年ごと及び機械設備を大幅に変更したとき	○	
建設業職長等能力向上教育	職長、安全衛生責任者就任後、概ね5年ごとに実施	○	
安全管理者能力向上教育	安全管理者等に選任後、概ね5年ごと		○

4 その他の安全衛生教育・研修

講習名称	対象業務	富士協会主催	静基連主催
化学物質管理者研修(取扱事業場)	化学物質取扱い事業場で化学物質管理者に選任される予定の方を対象とする研修	○	
化学物質管理者研修(製造事業場)	化学物質製造事業場で化学物質管理者に選任される予定の方を対象とする研修		○
保護具着用管理責任者講習	保護具着用管理責任者に選任される予定の方を対象とする講習	○	
フィットテスト実施担当者研修	アーク溶接等で使用される防じんマスクのフィットテストの実施担当者を養成する研修	○	
騒音障害防止対策管理者研修	騒音作業(対象60業務)に労働者従事させる場合に選任すべき管理者を対象とした研修	○	
新入社員安全衛生教育	新たに雇い入れた労働者に対する安全衛生教育(安衛法第59条第1項)	○	
職長教育(製造業)	新任の職長・管理監督者に対する安全衛生教育(安衛法第60条)	○	○
職長教育・安全衛生責任者講習(建設)	建設業を対象とした職長・安全衛生責任者に対する安全衛生教育(安衛法第60条)	○	
安全管理者選任時研修(1日)	安全管理者の選任時に必要な厚生労働大臣が定める研修(安衛法第11条、安規第5条)	○	○
危険予知訓練研修	ゼロ災全員参加運動の活動リーダー養成研修	○	○
リスクアセスメント実務研修	効果的なリスクアセスメントを実施するための実務研修(化学物質RA含む)	○	
安全衛生推進者養成研修	安全衛生推進者の選任資格である一定の学歴、実務経験がない者に対する養成研修		○
衛生推進者養成研修	衛生推進者の選任資格である一定の学歴、実務経験がない者に対する養成研修		○
第1種衛生管理者受検準備講習	工業的業種の衛生管理者免許試験合格のための講習	○	○
第2種衛生管理者受検準備講習	非工業的業種の衛生管理者免許試験合格のための講習		○
建築物石綿含有建材調査者講習	石綿含有建材の使用実態調査を行う建築物石綿含有建材調査者資格取得のための講習		○

富士労働基準協会への受講申し込みは、富士労働基準協会のホームページ（『富士労働基準協会』で検索）から申込書をダウンロードして手続きをお願いします

ホームページ受講案内 ⇒



【問合せ先】富士労働基準協会（富士市中央町1-5-20 グランドハイム吉原2F）

TEL 0545-52-5801 Fax 0545-53-0333 mail kousyu@fujiroukikyo.jp

【6 第14次労働災害防止計画概要 厚生労働省】

期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日

【計画の方向性】

- 事業者の安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図っていく。そのために、厳しい経営環境等さまざまな事情があったとしても、安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラスであると周知する。
- 転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく。
- 誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する

【8つの重点対策】

- ① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進
- ② 労働者（中高年齢の女性中心）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- ⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進
陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業
- ⑦ 労働者の健康確保対策の推進
メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動
- ⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進
化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線



【目標】

- ◎ 死亡災害5%以上減少
- ◎ 死傷災害の増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

事業者に取り組んでもらいたいこと

自発的取り組み

【安全かつ安心して働くことができる職場づくりは、「コスト」ではなく「人的投資」】

- 労働者の安全と健康を守る
- 労働災害に伴う生産設備の停止や各種費用による経済的損失を回避（軽減）
- 人材の確保・育成を始めとする組織の活性化、業績向上、（社会的）価値の向上

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止

【転倒防止】

転倒しにくい環境づくり（段差の解消・見える化、通路や作業場所の床の水等の拭き取り、整理整頓の徹底等のハード対策）だけでなく、個々の労働者の転倒や怪我のしやすさへの対応（転倒等リスクチェックの実施と結果を踏まえた運動プログラムの導入等、骨粗しょう症検診の受診勧奨等のソフト対策）に取り組む

【腰痛予防対策】

介護・看護：身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入
荷物取扱い：人力による重量物の取扱いをできるだけ避け、リフターや自動搬送装置を使う、重量物注意の警告表示を行う 等

高年齢労働者対策

【エイジフレンドリーガイドラインを踏まえた対策】

- 安全衛生管理体制の確立等
経営トップ自ら安全衛生方針を表明、担当組織・担当者を指定、リスクアセスメントの実施
- 職場環境の改善
身体機能の低下を補う設備・装置の導入、高年齢労働者の特性を考慮した作業管理、勤務形態等の工夫
- 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握
健康測定等により、事業者、高年齢労働者双方が健康や体力の状況を客観的に把握
- 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
把握した状況に応じて適合する業務をマッチング、身体機能の維持向上への取組
- 安全衛生教育
写真や映像等の情報を活用した安全衛生教育、経験のない業種や業務に従事する場合の丁寧な教育訓練
- コラボヘルス

多様な働き方対応、外国人労働者対策

【「テレワークガイドライン」、「副業・兼業ガイドライン」に基づく安全と衛生の確保】

【外国人労働者への安全衛生教育や健康管理を実施】

- 外国人労働者が、内容を確実に理解できる方法で行う。（母国語や視聴覚教材の使用）
- 使用させる機械等、原材料等の危険有害性や取扱方法を確実に理解させる。
- 標識、掲示及び表示等に図解を用いる、母国語で注意喚起語を表示する。

業種別対策

【製造業】

- 製造時の残留リスク情報の使用者への確実な提供
- 機能安全の推進により機械等の安全水準を向上
- リスクアセスメントの実施結果に基づき合理的な代替措置による安全対策を推進

【建設業】

- 墜落・転落のおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、フルハーネス型墜落制止器具の確実な使用
- はしご・脚立等の安全な使用の徹底等の実施
- 墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントの実施
- 作業場所の暑さ指数を測定し、屋根、休憩場所、通風・冷房設備を設置

【陸上貨物運送事業】

- トラック・荷台等からの墜落・転落による災害
⇒ 作業場所の高さに関わらず、必ず保護帽を着用すること
- トラック・荷台等での荷崩れによる災害
⇒ 荷を積み込むとき、必ず積荷の状態を確認すること
- フォークリフト使用時における災害
⇒ フォークリフトの運転者や周囲の労働者は、定められたルール（作業計画等）に基づき適切に行動すること
- トラックの無人暴走による災害
⇒ トラックを降車するとき、必ず逸走防止措置（※）を行うこと
（※）逸走防止措置：①パーキングブレーキ、②エンジン停止、③ギアロック、④輪止め
- トラック後退時における災害
⇒ 後退誘導に係るルール（作業計画等）を定め、後方確認ができる場合にのみ、トラックを後退をさせること

【林業】

- 伐木等の際を待避場所を決め、伐倒する者以外の労働者を立ち入らせないように、立入禁止について縄張、標識等で明示
- 連絡責任者の選任、緊急時の連絡体制の整備
- チェーンソーを使用する際は、下肢を保護する防護衣を着用
- かかり木処理について、かかられている木の伐倒、かかり木以外の立木の伐倒禁止

健康確保対策

【メンタルヘルス対策】

- ストレスチェックの実施にとどまらず、ストレスチェックの結果をもとに集団分析を行い、職場環境の改善を実施
- 職場のハラスメント防止対策に取り組む

【過重労働対策】

- 長時間労働者への医師による面接指導や、産業保健スタッフ（保健師、看護師等）による相談支援を受けるよう勧奨

【産業保健活動の推進】

- 事業場の状況に応じて必要な産業保健活動の実施
- 治療と仕事の両立において、支援を必要とする労働者が申し出しやすいよう、職場環境の整備や両立支援コーディネーターを活用した円滑な支援を図る

化学物質などの健康障害防止対策

【化学物質】

従来の個別規制に加えて、国による GHS 分類で危険性・有害性が確認された化学物質について

- 危険性・有害性の情報の伝達（譲渡・提供時のラベル表示・SDS の交付）
- ※ SDS には、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」も記載
- リスクアセスメントを実施（製造・取り扱い時）、危険性・有害性を最小限度にする
 - 労働者がばく露する濃度を国が定める濃度基準値以下に管理する
 - 薬傷や皮膚吸収による健康影響を防ぐため、労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋等適切な保護具を使用させる

【熱中症】

- 作業場所の暑さ指数を測定し、暑さ指数低減のために屋根、休憩場所、通風・冷房設備を設置
 - あらかじめ労働衛生教育を行い、管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認、周知する
 - 労働者に日常の健康管理を意識、暑熱順化、定期的に水分・塩分を摂取、異変を感じたら躊躇なく周囲の者に申し出、をさせる。
- ※ STOP！熱中症 クールワークキャンペーン（5月1日～9月30日）

【騒音障害】

- 作業場の騒音レベルを評価し、騒音源の低騒音化・除去のほか、遮音などの対策を実施
- 必要かつ十分な遮音値の聴覚保護具を労働者に着用させる
- 半年以内ごとに1回（雇入れの際または配置替えの際に）、健康診断を実施
- 騒音障害防止対策管理者の選任と安全衛生教育の実施

※ 資料出所

- ・「3 労働災害発生状況」統計データ：静岡労働局、熱中症データ：厚生労働省 R6. 1. 11 速報値参照
- ・「6 第14次労働災害防止計画概要」：厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課資料参照